

広島市告示第298号
令和7年5月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ネクサス	居宅介護支援事業所キララ千田町	広島市中区千田町二丁目2番19号	令和7年5月31日	居宅介護支援
株式会社あいりす	居宅介護支援事業所あいりす	広島市中区光南二丁目11番4号	令和7年5月31日	居宅介護支援
有限会社今田薬局	サザン薬局居宅介護支援事業所	広島市西区南観音六丁目1番31-103号	令和7年5月31日	居宅介護支援
公益社団法人広島県看護協会	広島県看護協会居宅介護支援事業所「こい」	広島市西区己斐上一丁目14番2号	令和7年5月31日	居宅介護支援